

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 (第十二回特別弔慰金)

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金など を受け取る人がいない場合に、第十二回特別弔慰金として額面27万5千円(5年償還)の記名国債が 支給されます。対象者は請求手続きをしてください。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族 で、次の順番による先順位のご遺族お一人が支給対象と なります。

- 令和7年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人
- 戦没者等の子

戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

- (戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより 順番が入れ替わります)
- 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の甥、姪等の親族 (戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限定されます)

くご注意>

- ・戦没者等の祭祀の実情は、上の順位の決定に反映されません。
- ・支給対象者は、戦没者等の死亡当時に生まれていたこと(子は胎児状態でも可)が要件になります。
- ・支給対象者は、令和7年4月1日現在で生存(同日中の死亡含む)していることが要件になります。
- -参考:支給対象者の主な例-
- ・これまでに特別弔慰金を受給した遺族の人は受給対象となると見込まれます。
- ・令和2年4月1日から令和7年3月31日までに公務扶助料・遺族年金等の受給者が死亡等で失 権し、他に受給権者がいなくなった遺族(=新規請求者となります)

請求期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

・請求期間内に請求を行わないと、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

受給の内容 額面27万5千円(5年償還の記名国債)

請求窓口および請求書類

請求窓口:福祉課福祉支援室または分庁総合窓口課

請求書類:①特別弔慰金請求書 ②現況申立書

③本人確認できるもの〔例:マイナンバーカード、運転免許証等〕

④戸籍等の添付書類

請求書類①②は請求窓口に準備しています。

問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 🕓 0859-68-5534



令和6年度電源立地地域対策交付金事業実施の報告

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の設置や運転の円滑化を図るため、発電用施設の立地地域・ 周辺地域で行われる公共用施設の整備や住民福祉の向上に資する事業に対して、経済産業省から交付さ れるものです。

本町では、令和6年度の交付金5,235,203円を小規模保育所こどもパ ル運営事業とこしき保育所厨房機器整備事業に活用しました。事業の詳し い内容は、ホームページでご覧いただけます。



◀伯耆町

問い合わせ先

企画課 町づくり推進室 🕓 0859-68-3113